

『玉掛け技能講習』開催案内

建設業労働災害防止協会秋田県支部
〔略称 建災防秋田県支部〕
秋田労働局長登録教習機関
登録番号 秋基登録第 75 号
登録有効期限 令和 6 年 3 月 30 日

労働安全衛生法により、「制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務」は、就業制限に係る業務となっています。

当該業務に就くためには、『玉掛け技能講習』を修了した者、その他厚生労働省令で定める資格を有していなければなりません。

1. 開催日程及び会場 《受付9：00～、講習開始9：15～》

| 区分 | 日程 | 会場 | 定員 |
|----|-------------------------|--|-----|
| 学科 | 10月30日(月) ～10月31日(火) | 秋田県青少年交流センター ユースパル 中研修室A 秋田市寺内神屋敷3-1 | 24名 |
| 実技 | 11月 1日(水) | 建災防教育講習所 秋田市上北手御所野字雨池通5-11 | |

- * 1) 申込み期限 受講日(初日)から7日前を期限としますが、期限前であっても定員になり次第、受付けを締切ります。
- * 2) 開催については、受講希望人員により増減、又は中止することがあります。

2. 受講区分

《このたびは、全科目受講及び次の区分2～3のいずれかに該当する講習科目の一部免除対象者の講習です。》

| 区分 | 受講区分 | |
|----|--------|--|
| 1 | 全科目受講 | |
| 2 | 対象一部免除 | クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者。 |
| 3 | | 床上操作式クレーン運転士免許又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。 |

3. 受講科目及び受講時間

| 区分 | 受講科目 | 受講時間 | |
|----|-------------------------------|-------|--------------|
| | | 全科目受講 | 受講区分 2又は3 |
| 学科 | クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置に関する知識 | 1時間 | 1時間 |
| | クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 | 3時間 | — |
| | クレーン等の玉掛けの方法 | 7時間 | 7時間 |
| | 関係法令 | 1時間 | 1時間 |
| 実技 | クレーン等の玉掛け | 6時間 | 6時間 |
| | クレーン等の運転のための合図 | 1時間 | — |
| | 計 | 19時間 | 15時間 |

4. 受講料及び資料代《共に消費税込み》

| 区分 | 全科目受講 | | 2又は3 | |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 受講料 | 27,600円 | | 24,000円 | |
| 資料代 | 会員 | 非会員 | 会員 | 非会員 |
| | 1,550円 | 1,650円 | 1,550円 | 1,650円 |
| 計 | 29,150円 | 29,250円 | 25,550円 | 25,650円 |

*納付方法は原則、銀行口座へ振込みとしてください。

指定口座は、受講票によりお知らせします。

納付手続きは【必ず受講票到着後】にしてください。

5. 申込み方法

『受講申込書』をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、受講区分により必要な書類及び証明写真2枚を添え、次へ郵送又は持参してください。

*修了証等の写し及び写真に関する注意事項

- ①修了証等の写しは、記載事項が表裏にわたる場合、必ず両面を添付してください。
- ②写真は白黒、カラーを問わず、無背景で申込日から3カ月以内に撮影したものとします。
- ③写真2枚の裏面に講習名（玉掛け）、氏名及び生年月日を記載してください。

〔申込書送付及び提出、問合せ先〕

〒010-0951 秋田市山王四丁目3番10号

建設業労働災害防止協会秋田県支部 宛

電話〈直通018-823-5499〉又は018-823-5495（（一社）秋田県建設業協会内）

6. 受講票

受講申込書到着後、記載内容及び添付書類等を確認のうえ、受付けしますと詳細通知のための『受講票』を郵送します。

7. 『人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）（経費助成・賃金助成）』の受給について

必要要件を満たしている事業主が、建設労働者に当該講習を受講させた場合は、厚生労働省による助成金を受給できます。

- ◎必要要件
1. 雇用保険料率1,000分の18.5の中小建設事業主であること。
*上記料率は令和5年度の率であり、今後変更となることもあります。
 2. 受講する建設労働者が雇用保険被保険者であること。
 3. 事業主が受講料及び資料代を負担すること。
 4. 受講日は出勤扱いとすること。

受給手続きを予定している事業所で、関係書類の「（建技様式第3号別紙1）受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）（経費助成・賃金助成）の助成金支給申請内訳書」に記載証明及び技能講習カリキュラムが必要な場合、受講申込時に別紙『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』を添えてください。

受講後に同書類を事業所あて、送付いたします。

「別紙」

『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』

| | | |
|-----------------------------|---------------|--------|
| 玉掛け技能講習 | | |
| 講習開始日 | 令和5年10月30日（月） | |
| 講習開催地 | 秋田市 | |
| *受講証明を必要とする対象予定者は、以下のとおりです。 | | |
| | 氏名 | 所属事業場名 |
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |

玉掛け技能講習受講申込書

| | |
|----------|--|
| 受付 番号 | |
|----------|--|

〔開催日：10月30日～11月 1日〕

*元号は、該当するものを○で囲んでください。

| | | | | | | |
|---|---------------------------------|---|-------|----------|----------------|---|
| フリガナ | | | | 生 年 月 日 | | |
| 氏 名 | | | | 昭和 平成 | 年 月 日 | |
| 現 住 所 | 〒 - - | | | 電話番号 - - | | |
| 現 在 の 所 属 事 業 場 | ※講習当日までに連絡を取る場合があるので、必ずご記入ください。 | | | | | |
| | 事業場名 | 所在地 | 〒 - - | 連絡先 電話 | - - FAX - - | |
| 科目の一部 免除を希望 する場合、 右記の該当 番号を○で 囲んでくだ さい。 (該当番号に 関する添付書 類を確認し、 必要な書類を 添付してくだ さい。) | 受講科目が免除される者 | | | 添付書類 | 経験証明 | |
| | 1. | クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置 運転士免許を受けた者 | | | 免許証の写し | - |
| | 2. | 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を 修了した者 | | | 技能講習修了証の 写し | - |

令和 年 月 日

建設業労働災害防止協会秋田県支部長 殿

申込者
(受講者本人)

印

(注) 以下の太枠欄には、記入しないこと。

| | | | |
|--|-----|-------|-----|
| | 記事欄 | 実施管理者 | 受付者 |
| | | | |

| | |
|---|--------|
| 上部のり付け | 上部のり付け |
| 申込時に写真2枚を添え提出のこと (裏面に氏名を記入) 写真サイズ タテ2.5cm、ヨコ2.0cm | |

「申込書」の内容は、当該講習の実施に使用するものとし、その他に
使用することはありません。